出 羽 庄 内 国 際 村 外 部 改 修 工 事

令和 7 年 1 月 31 日

キャド・キャム株式会社　一級建築士事務所
cadcam

建 築 改 修 工 事 特 記 仕 様 書

Ⅰ 工 事 概 要

1	工 事 名 称	出羽庄内国際村外部改修工事
2	工 事 場 所	山形県鶴岡市伊勢原町８番３２号
3	用途地域等	都市計画区域（⊙ 内 ・ 外） 用途地域（ 第２種中高層住居専用地域 ） 防火地域等（・ 防火 ・ 準防火 ⊙ 指定なし ⊙ ２２条 ） その他の地域・地区（ ）
4	主 要 用 途	文化・交流・公益施設
5	敷 地 面 積	10,715.53㎡
6	建 築 面 積	3,224.76㎡（自転車置場 25.92㎡）
7	延 床 面 積	2,645.00㎡（自転車置場 25.92㎡）
8	工 事 の 概 要	出羽庄内国際村既存建物の屋上シート防水の全面改修工事 及び外壁改修工事 ほか１式
9	別 途 工 事	
10	そ の 他	

11 特記仕様書の範囲
特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印もので構成する。
・ 構造特記仕様書 ・ 外構工事特記仕様書 ・ 植栽工事特記仕様書
・ 解体工事特記仕様書 ⊙ 電気設備工事特記仕様書 ⊙ 機械設備工事特記仕様書
・ ・

Ⅱ 建 築 工 事 仕 様

1．共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書（令和4年版）」(以下「標準仕様書」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）による。
なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。

2．特記仕様
1）項目は、番号に○印のついたものを適用する。
2）特記事項は、⊙印のついたものを適用する。⊙印のつかない場合は※印のついたものを適用する。⊙印と※印のついた場合は、共に適用する。
3）特記事項に記載の＜ ＞、（ ）及び［ ］内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」、「標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	①. 一般事項	⊙ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ⊙ 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ⊙ 施工体系図を現場に掲示すること。 ・ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況（地盤、擁壁、内外壁、床、建具等）を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 ※工事に伴う環境調査要領 平成28年4月（東京都建設局編集）による ※調査に先立って調査計画書を作成し監督職員の確認を受けること 調査範囲 ※ 図示
	②. 適用基準等	⊙ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和4年版） ⊙ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和4年版） ⊙ 営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和3年版） ⊙ 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和5年版） ⊙ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和5年版） ⊙ 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和6年版） ⊙ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和6年版） ⊙ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和6年版）及び ⊙ 山形県電子納品取扱要領（山形県県土整備部建設企画課 令和4年版）及び ⊙ 山形県建築工事写真撮影要領（山形県県土整備部建築住宅課 令和2年版）及び
	３．概成工期	工事工期より 日前 <1.2.1>
	④. 工事実績情報(CORINS)の登録	※ 適用する（請負精算額が500万円以上の場合） <1.1.4> 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後の10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 ・ 適用しない
	⑤. 発生材の処理等	発生材の処理 <1.3.12> ・ 引渡しを要するもの（ ） ・ 特別管理産業廃棄物（ ） 受入れ施設名・所在地(㎞) ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ・ 再生資源化を図るもの

種 類	受入施設名	所在地 (Km)	備 考
・ コンクリート塊			
・ アスファルト・コンクリート塊			
・ 建設発生木材			
・ コンクリートから成る建設資材			
・			

・その他の廃棄物（安定型）

種 類	受入施設名	所在地 (Km)	備 考

・その他の廃棄物（管理型）

種 類	受入施設名	所在地 (Km)	備 考

上記の処理、処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。
また、処理、処分に先立ち処分場等の受入の可否を確認すること

PCB（ポリ塩化ビフェニール）含有機器 ・ 有（数量は図示） [5.4.1]
・ 無

PCB含有シーリング材 ・ 有（施工範囲は図示） [5.4.1]
・ 無

PCBを含有する機器等については、飛散、流失等がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。

アスベストの処理
吹き付けアスベスト除去工事 ・有(図示) ・無
受け入れ施設名・所在地(㎞)
アスベスト含有保温材除去工事 ・有(図示) ・無
受け入れ施設名・所在地(㎞)
アスベスト成形板除去工事 ・有(図示) ・無
受け入れ施設名・所在地(㎞)

ヒ素又はカドミウム含有石膏ボードの処理
ヒ素又はカドミウムボード ・有(図示) ・無
次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。
＜対象となる石膏ボード＞
小名浜吉野石膏（株） いわき工場 昭和48年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
日東石膏ボード（株） 八戸工場 平成4年10月～平成9年4月の間に製造されたもの
指定する処分場
【名称： 所在地(㎞) 】

⑥. 電気保安 ・ 適用する ※ 適用しない <1.3.3>

⑦. 事故報告 <1.3.10>
工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員から指示があった場合は「事故報告書」を指示する期日までに監督職員に提出する。

⑧. 建築材料等 材料の品質等 <1.4.2>
※ 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督職員の承諾を受ける。
特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

環境への配慮 <1.4.1>
※ 本工事に使用する材料の選定及び施工に当たっては、「県有施設のシックハウスマニュアル」に留意し、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。

※ ホルムアルデヒド仕様
使用する材料のホルムアルデヒド仕様は以下のとおりとする。
ホルムアルデヒド放散量 規制対象外 の場合の建築材料
1）ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品
2）建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品
3）次の表示のあるＪＡＳ適合品
a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b．接着剤等不使用
c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用
d．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用

⑨. 室内の空気中の化学物質濃度の測定 ※ ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物の測定 (1.5.9)<1.7.9>
試料採取及び測定は、厚生労働省の「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」の新築住宅の例に準拠するほか、拡散方式ではサンプラー製造所の定める仕様により行う。
測定対象物質
※ ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ （濃度指針値 100μg/m3 ・ 0.08ppm）
※ ﾄﾙｴﾝ （濃度指針値 220μg/m3 ・ 0.05ppm）
※ ｷｼﾚﾝ （濃度指針値 260μg/m3 ・ 0.07ppm）
※ ﾃﾄﾗﾍﾞﾝｿﾞﾝ （濃度指針値 3,800μg/m3 ・ 0.88ppm）
※ ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ （濃度指針値 200μg/m3 ・ 0.05ppm）
※ ﾊﾟﾗｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ （濃度指針値 240μg/m3 ・ 0.04ppm）
測定する室等：（ 1F 授乳室 ）
採取方法：吸引方式又は拡散方式とし、拡散方式では８時間採取する。
測定結果等報告書の提出
次の事項を記載した報告書を１部提出する。
a 測定結果
b 試料採取時の状況（気温・湿度（室外・室内）、天候、風の状況、日射進入状況、測定年月日・時間、窓の開閉状況、機械換気量、工事完成時から測定日までの日数）
c 試料採取方法、測定方法、使用した測定機器
測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、引渡は受けない。

・ 総揮発性有機化合物の測定
測定方法、測定物質及び測定か所等については、この仕様書の末尾に定める総揮発性有機化合物測定仕様書による。

※ 室内ＶＯＣ濃度の測定結果に関する書面の当該施設への提示については、施設管理者に依頼する。

10. 特別な材料の工法 「改修標準仕様書」及び「標準仕様書」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

11. 建築基準法による風圧力等の指定 <3.5.4><3.9.3><5.11～13.2><5.14.5>(13.2.3)(13.3.3)

適用工事	建築基準法の指定
・ 合成高分子系ルーフィングシート ・ アルミニウム笠木 ・ 金属板屋根葺 ・ 折板屋根葺 ・ ガラスブロック ・ 重量シャッター ・ 軽量シャッター ・ オーバーヘッドドア ・ 屋上緑化	風速(V0) ※３０ ・ 地表面粗度区分 ・Ⅱ ・Ⅲ 多雪地域の指定 ・有 ・無

⑫ 設計ＧＬ ※ 図 示 ・ 現状平均地盤高

⑬ 施工調査 施工数量調査 <1.6.2>

調査項目	調査範囲	調査方法	成 果 品

・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。 <1.6.3>

⑭ 技 能 士 ・ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級又は単一級技能士を配置する。 <1.7.2>
※ 下表で技能士を適用することとした職種に、１級、２級又は単一級技能士を配置する。
※ 下表で技能士を適用しないとした職種でも、技能士の配置に努めること。

工 事 種 目	技能検定職種（技能検定作業）
以下の該当工事	・該当する作業がある以下の職種（作業）の全て
仮設工事	・とび（とび作業）
防水改修工事	⊙防水工（・アスファルト防水工事作業 ⊙ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ⊙塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業 ）
外壁改修工事	⊙左官(左官作業) ⊙タイル張り(タイル張り作業) ⊙樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業) ⊙塗装(建築塗装作業)
建具改修工事	・サッシ施工（ビル用サッシ施工作業） ・ガラス施工（ガラス工事作業） ・自動ドア施工（自動ドア施工作業）
内装改修工事	⊙内装仕上施工（⊙プラスチック系床仕上工事作業 ⊙カーペット系床仕上工事作業 ・木質系床仕上工事作業 ・ボード仕上工事作業 ⊙鋼製下地工事作業 ） ・表装（壁装作業） ・建築大工（大工工事作業）
塗装改修工事	⊙塗装（建築塗装作業）
耐震改修工事	・鉄筋施工(鉄筋組立作業) ・型枠施工(型枠工事作業) ・とび(とび作業) ・コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ブロック建築（コンクリートブロック工事作業） ・ＡＬＣパネル施工（ＡＬＣパネル工事作業）
石工事	・石材施工（石張り作業）
排水工事	⊙配管（建築配管作業）
舗装工事	・路面標示施工（・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ作業 ）
植栽工事	⊙造園（造園工事作業）
屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業） ・スレート施工（スレート工事作業）

⑮ 完成図等
営繕工事完成引渡要領（令和6年4月1日宮城県土木部営繕課・設備課）により作成する。
※ 白焼Ａ４版折製本（黒表紙金文字入） １部
※ 白焼縮小（Ａ３版）２つ折製本 １部
※ 完成図面 JWW形式又はDXF形式のCADデータ及びPDFデータ DVD-R等2部

⑯ 完成写真 ※ 作成する ・ 作成しない
営繕工事写真撮影要領により、完成届に添付する完成写真とは別に次のものを原本（電子媒体）とともに監督職員に提出する。
なお、原本は、DVD-R等で提出すること。

分 類	サイズ	撮影箇所数	部 数	提出様式
※カラー ・白黒	※Ｌ ・２Ｌ ・六切り	※営繕工事写真撮影要領の完成写真程度 ・ 箇所 枚	※１部 ・ 部	※工事用アルバムA4版 ポケット式程度 ・フリーアルバム（台紙寸法323×270程度） ・

アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。

⑰ 設備工事との取合い 施工範囲 各工事の区分表による。
施 工 図 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して監督職員の承諾を受ける。

⑱ 火災保険等 工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。
保険の種類 ※ 火災保険 ※ 建設工事保険 ・
保険期間 ※ 工事着手から工事目的物引き渡しまで ・

2 仮設工事

①仮囲い ※ 設ける ⊙ 設けない
仮囲いの位置及び延長は図示による。
・キャスターゲート（H= 、W= ）× 箇所
・シートゲート（H= 、W= ）× 箇所

②交通誘導員 ⊙ 配置する（ 110 日 × 1 人 ＝ 110 人日） ※ 配置しない

③揚重機械器具 ⊙ トラッククレーン（16ｔ吊り）× 22 日
・ （ ｔ吊り）× 日

3 防水改修工事

① 降雨等に対する養生(とい共) ※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による <3.1.3>
・

② 既存防水の処理 <3.2.3～4><3.2.6>
既存保護層の撤去
・行う（範囲 ・図示による ・ ）
・行わない
既存防水層の撤去
・行う（範囲 ・図示による ・ ）
・行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去
・行う（ ・M4AS ・M4AS1 ・M4C ・M4D1 ・L4X ）
・行わない

③ 既存下地の処理 補修箇所の形状、長さ、数量等 <3.2.6>
※図示による ⊙調査による

POS工法及びPOS1工法（機械的固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置
※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による
・

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
※監督職員と協議する
・図示による

4．アスファルト防水 屋根保護防水（既存） <3.1.4><3.3.2～5><表3.1.1><表3.3.3～10>
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	絶縁用シート	断熱材
・P2A	・A-1		※ｶﾞﾗｽﾘﾝﾃﾚﾝﾌｪﾙﾄ 厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾄｰﾝﾌﾛｽ 70g/㎡程度 ・	
	・A-2			
	・A-3			
・P1B	・B-1			
	・B-2			
・P2A1	・A1-1		※ﾌﾗｯﾄﾄｰﾝﾌﾛｽ 70g/㎡程度 ・	※JISA9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA（ｽｷﾝ層付き）厚さ ・
	・A1-2			
	・A1-3			
・P1B1	・B1-1			
	・B1-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3及び表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ （ ）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3及び表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※R種
厚さ （ ）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ ※水下 80mm以上 ・
床タイル張り ※水下 60mm以上 ・

立上り部の保護方法
・乾式保護材（品質・性能、試験方法は別表による）
窯業系パネルⅠ類（厚さ (mm) 幅 (mm)）
・れんが押え（※JIS R 1250 ・ ）
・コンクリート押え
・モルタル押え（屋内）

キャド・キャム株式会社 一級建築士事務所
cadcam
一級建築士事務所 山形県知事登録（１３０５）第１８００号
〒997-0017
山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番12
TEL 0235－25－1211
FAX 0235－22－4078
E-mail cao@cad-cam.co.jp

代表設計者	一級建築士 第326648号 加藤 美秋
担当設計者	

製図	検図	令和7年 1月31日	担当	主査	課長
		鶴岡市建築課 設計承認			

訂正
特記

工事名	出羽庄内国際村外部改修工事	図面名	特記仕様書（1）	図番	A-001
作図	2025・01・31	縮尺	N.S	区分	

3 防水改修工事

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	断熱材	備考
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		
・M3D ・P0D	・D-1 ・D-2 ・D-3 ・D-4		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		脱気装置 ・有　・無 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・有　・無
・P0D1 ・M3D1 ・M4D1	・D1-1 ・D1-2		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・	※3.3.2(9) 種類 ・ 厚さ ・	脱気装置 ・有　・無 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・有　・無

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.8及び表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示による　・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・　（個）

屋根防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所
・P1E ・P2E	・E-1 ・E-2	

保護層　・設ける（※図示による　・　）
・設けない
E-1の工程3を行う部位
※貯水槽、浴室等常時水に接する部位
・
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
・
屋上排水溝
※図示による　・

5．改質アスファルトシート防水

屋根露出防水（既存）　〈3.4.2、3〉
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	断熱材	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		
・M3AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		脱気装置 ・有　・無 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・有　・無
・P0AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		脱気装置 ・有　・無 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・有　・無
・M3AS1 ・M4AS1 ・P0AS1	・AS1-T1 ・AS1-J1		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・	3.4.2(3)ｳ 種類 ・ 厚さ ・	脱気装置 ・有　・無 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・有　・無 防湿層 ・有　・無

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　　）mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度
・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・　（個）

⑥ 合成高分子系ルーフィングシート防水

絶縁断熱工法の防湿用シート
・設置する　・設置しない

〈3.5.2～4〉〈表3.5.1～3〉
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	断熱材	備考
・P0S ・S4S	・S-F1		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		脱気装置 ・有　・無 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・有　・無
	・S-F2					
	・S-M1		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		
	・S-M2					
・S3S	・S-F1	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・	・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		脱気装置 ・有　・無
	・S-F2	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・				
・M4S	・S-M1		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・		脱気装置 ・有　・無
	・S-M2					
⊙P0S1 ・S3S1 ・S4S1 ・M4S1	・S-F1	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・	・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・	3.5.2(3)(ｴ)(b) 種類 ・ 厚さ(mm) ・25　・50 ・	脱気装置 ⊙有　・無 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・有　⊙無
	・S-F2	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・				
	・S-M1		・製造所の仕様 ・	※製造所の仕様 ・	3.5.2(3)(ｴ)(a) 種類 ・ 厚さ(mm) ⊙25　・50 ・	
	⊙S-M2					

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様
※非歩行仕様
・軽歩行仕様
S1-M1及びS1-M2における防湿用フィルム
・設置する　・設置しない

屋内防水
防水層の種別

種別	種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
・P1S	・S-C1		・	※7mm以下 ・

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割及び種類
目地割
※目地割2m²程度、最大目地間隔3m程度
・
目地の種類
※押し目地
・
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類　・
厚さ　・　mm以上
絶縁用シートの材質
※発泡ポリエチレンシート
・
固定金具の材質、形状及び寸法
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
・
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類
※ルーフィングシートの製造所の仕様
・
設置数量
※ルーフィングシートの製造所の仕様
・（　）個
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
・行う（・図示による　・　）
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、S1-F1の場合）
・行う（・図示による　・　）
・行わない

⑦ 塗膜防水

新設防水層の種別　〈3.6.2、3〉

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	備考
・P0X	※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H ・		・主材料の製造所の仕様 ・	※主材料の製造所の仕様 ・	脱気装置 ・有　・無 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・有　・無
⊙L4X	・X-1 ※X-2 ・X-1H ・X-2H ・		⊙主材料の製造所の仕様 ・	※主材料の製造所の仕様 ・	脱気装置 ⊙有　・無

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※主材料の製造所の仕様
・
設置数量　※主材料の製造所の仕様
・　（個）

8．シーリング

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
・P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・設ける ・設けない
・P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・設ける ・設けない

シーリング改修工法の種類　〈3.1.4〉〈3.7.2、3、7、8〉
・シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り
・適用する　・適用しない
エッジング材張り
・適用する　・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

仕上げを行わない施工箇所
・図示による　・
シーリング材の目地寸法
※改修標準仕様書3.7.3(1)による
・図示による　・
接着性試験
※簡易接着性試験
・引張接着性試験

9．とい

といその他の材種　〈3.8.2、3〉
・配管用鋼管
・硬質ポリ塩化ビニル管
・ルーフドレン
・表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類　・　）
・
とい受金物
材種
※改修標準仕様書3.8.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）
・
形状
※市販品（とい径100以下）
※25×4.5以上（とい径100を超えるもの）
・
取付け間隔
※改修標準仕様書3.8.2による
・
足金物
材種
※改修標準仕様書3.8.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）
・
形状
※市販品
・
取付け間隔
※改修標準仕様書3.8.2による
・
多雪地域
・適用する　・適用しない
防露材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法
・図示による　・
鋼管製といの防露巻き
※改修標準仕様書表3.8.4による
・

ルーフドレンの種類及び呼び

種別		呼び	施工箇所
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80　・100　・125　・150	
・ろく屋根用横形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80　・100　・125　・150	
・バルコニー中継用	※ねじ込み式	・50　・80　・100	
	・差し込み式	・50　・75　・100	
・バルコニー用	※ねじ込み式	・50　・80　・100	
	・差し込み式	・50　・75　・100	

たてどい受金物の取付け
※図示による
ルーフドレンの取付け
※水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する
・

10．アルミニウム製笠木

種類　〈3.9.2、3〉
・オーブン形式（・押出250形　・押出300形　・押出350形）
・板材折曲げ形（・オーブン形式　・シール形式）
本体幅（　）mm　板厚（※2.0mm　・　mm）
表面処理
種別（　）種
色合等　・標準色（　）　・特注色（　）
既存笠木等の撤去
・行う（範囲　・図示による　・　）
・行わない
下地補修の工法
※図示による　・
板材折曲げ形の笠木の取付け方法
※図示による　・

⑪ 防水保証

アスファルト防水、改質アスファルトシート防水及び合成高分子系ルーフィングシート防水の保証期間は、引渡しの日から10年間とし、メーカー
・施工業者との連名の上、保証書を提出する。
塗膜防水及びケイ酸質系塗布防水については、メーカー・施工業者が通常定めている期間とし、保証書を作成し提出する。

4-1 外壁改修工事　コンクリート打放し仕上げ外壁

1．ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　〈4.1.4〉〈4.3.5、6、7、8〉

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)	延べ長さ(m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300 ・	・130 ・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100 ・	・40 ・	
	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	・70 ・	
	0.5以上～1.0未満	・150～250 ・	・120 ・	

注入状況の確認方法
※コアの抜取りを行う
抜取り個数
※長さ500mごと及びその端数につき1個
・
抜取り部の補修方法
※図示による　・

・Uカットシール材充填工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	延べ長さ(m)
・可とう性エポキシ樹脂	0.2以上～0.3未満	
	0.3以上～0.5未満	
	0.5以上～1.0未満	
	1.0超過	
・シーリング材	1.0超過～1.5未満	
	1.5以上～2.0未満	
	以上～未満	

・シーリング材
充填材の種類
※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
・
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填
・行う　・行わない
シーリング材の試験は改修標準仕様書3章　防水改修工事による。
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	延べ長さ(m)
・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂	0.2未満	

2．欠損部改修工法

・充填工法　〈4.1.4〉〈4.2.4、7〉

材料	平均深さ(mm)	平均広さ(m²)	延べ箇所数
・ポリマーセメントモルタル	5～10未満		
	10～15未満		
	15～20未満		
	20～25未満		
	25～30未満		
・エポキシ樹脂モルタル	30～35未満		
	35～40未満		

4-2 外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁

1．ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　〈4.1.4〉〈4.3.5、6、7、8〉

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)	延べ長さ(m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300 ・	・130 ・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100 ・	・40 ・	
	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	・70 ・	
	0.5以上～1.0未満	・150～250 ・	・130 ・	

注入状況の確認方法
※コアの抜取りを行う
抜取り個数
※長さ500mごと及びその端数につき1個
・
抜取り部の補修方法
※図示による　・

・Uカットシール材充填工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	延べ長さ(m)
・可とう性エポキシ樹脂	0.2以上～0.3未満	
	0.3以上～0.5未満	
	0.5以上～1.0未満	
	1.0超過	
・シーリング材	1.0超過～1.5未満	
	1.5以上～2.0未満	
	以上～未満	

キャド・キャム株式会社　一級建築士事務所
cadcam
一級建築士事務所　山形県知事登録（1305）第1800号
〒997-0017
山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番12
TEL　0235-25-1211
FAX　0235-22-4078
E-mail　cao@cad-cam.co.jp

代表設計者	一級建築士 第328648号 加藤美秋
担当設計者	

製図	検図	令和7年 1月31日	担当	主査	課長
		鶴岡市建築課 設計承認			

訂正
特記

工事名	出羽庄内国際村外部改修工事	図番	A-002
作図	2025・01・31	縮尺	N.S
図面名	特記仕様書（2）	区分	

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

2．欠損部改修工法

・シーリング材
充填材料の種類
※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
・
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填
・行う　・行わない
シーリング材の試験は改修標準仕様書3章　防水改修工事による。

・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	延べ長さ(m)
・パテ状エポキシ樹脂	0.2未満	
・可とう性エポキシ樹脂		

・充填工法　〈4.1.4〉〈4.3.9、10〉

材料	平均深さ(mm)	平均広さ(m²)	延べ箇所数
・ポリマーセメントモルタル	5～10未満		
	10～15未満		
	15～20未満		
	20～25未満		
	25～30未満		
・エポキシ樹脂モルタル	30～35未満		
	35～40未満		

・モルタル塗替え工法

材料	平均深さ(mm)	平均広さ(m²)	延べ箇所数
・現場調合材料			
・既調合材料			

・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書8-2　コンクリート工事による）
・既調合材料（　　）

既製目地材
・使用する（形状　図示による　・　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置
※図示による　・

3．浮き部改修工法

〈4.1.4〉〈4.3.11～16〉

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ本数(本/m²) 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ本数(本/m²) 指定部	注入口箇所数(箇所/m²) 一般部	注入口箇所数(箇所/m²) 指定部	注入量(mL/箇所)	延べ広さ(m²) 一般部	延べ広さ(m²) 指定部
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・		
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・		
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメント スラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・		
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・		
・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・		
・注入口付アンカー ピンニング全面ポリマー セメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・		
・充填工法	—	—	—	—	—		
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—		

アンカーピンの材質
※ ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・
注入口付アンカーピンの材質
※ ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
・

広がり速度(cm/s)	長さ変化量(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ性能(材齢28日)(N/mm2)	吸水性(72時間)(%)	耐久性(劣化曲げ強さ)(N/mm2)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

充填工法用材料
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法用材料
・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書8-2　コンクリート工事による）
・既調合材料（　　）
既製目地材
・使用する（形状　図示による　・　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置
※図示による　・

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

① タイルの形状 寸法等

タイルの形状、寸法等　〈4.4.5、8〉

施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
見本焼き
・行う(施工箇所：　　)　・行わない
試験張り
・行う(範囲、仕様等は図示による)　・行わない

② ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　〈4.1.4〉〈4.4.5、6〉

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(mL/m)	延べ長さ(m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300 ・	・130 ・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	・50～100 ・	・40 ・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	・100～200 ・	・70 ・	
	0.5以上～1.0未満	・150～250 ・	・130 ・	

注入状況の確認方法
※コアの抜取りを行う
抜取り個数
※長さ500mごと及びその端数につき1個
・
抜取り部の補修方法
※図示による　・

③ 欠損部改修工法

⊙タイル部分張替え工法　〈4.1.4〉〈4.4.5、7、8〉
接着剤の種類
⊙ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
施工数量：　平均広さ（　　）m²　延べ箇所数（　　）箇所

・タイル張替え工法
張替え用材料
・接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル　（・現場調合材料　・既調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※改修標準仕様書4.4.2による
・図示による
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整剤塗りの接着力試験
・行う　・行わない
施工数量：　平均広さ（　　）m²　延べ箇所数（　　）箇所
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・
タイル張りの工法
・外装タイル
・密着張り　・改良圧着張り
・ユニットタイル
・マスク張り　・モザイクタイル張り

シーリング　改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
※ポリウレタン系
・
伸縮調整目地その他の目地
※変成シリコーン系
・

シーリングのその他事項は、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

④ 浮き部改修工法

〈4.1.4〉〈4.4.5、9～15〉〈4.5.9～15〉

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ本数(本/m²) 一般部	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝ本数(本/m²) 指定部	注入口箇所数(箇所/m²) 一般部	注入口箇所数(箇所/m²) 指定部	注入量(mL/箇所)	延べ広さ(m²) 一般部	延べ広さ(m²) 指定部
・アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・		
・アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・		
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメント スラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・		
・注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・		
・注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・		
・注入口付アンカー ピンニング全面ポリマー セメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・		
・注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル 固定工法	・	・	—	—	※25 ・		
・タイル部分張り替え工法	—	—	—	—	—		
・タイル張り替え工法	—	—	—	—	—		

アンカーピンの材質
※ ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
・
注入口付アンカーピンの材質
※ ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
・

⊙タイル部分張替え工法
接着剤の種類
⊙ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
施工数量：　平均広さ（　　）m²　延べ箇所数（　　）箇所

・タイル張替え工法
張替え用材料
・接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル　（・現場調合材料　・既調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
※改修標準仕様書4.4.1による
・図示による
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整剤塗りの接着力試験
・行う　・行わない
施工数量：　平均広さ（　　）m²　延べ箇所数（　　）箇所
・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・
タイル張りの工法
・外装タイル
・密着張り　・改良圧着張り
・ユニットタイル
・マスク張り　・モザイクタイル張り
シーリング　改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.4.9(3)による）
・
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
※ポリウレタン系
・
伸縮調整目地その他の目地
※変成シリコーン系
・
シーリングのその他事項は、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

⑤ 目地改修工法

〈4.1.4〉〈4.4.5、16〉
・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法
・図示による　・
シーリングは、改修特記仕様書第3章　防水改修工事による。

4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁

① 既存塗膜等の除去・下地処理及び下地調整

〈4.5.4〉

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	⊙ひび割れ部改修工法 ⊙浮き部改修工法 ⊙欠損部改修工法
⊙高圧水洗工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	
・水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上面全面 ・図示による	

② 下地調整塗材

※下地調整塗材　〈4.5.2〉
・ポリマーセメントモルタル

③ 仕上塗材仕上げ

新規仕上塗材の種類　〈4.1.5〉〈4.5.2〉〈表4.5.1〉
・薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げの形状	工法	防火材料
・外装薄塗材Si	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け	
	・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り	
・可とう形外装塗材Si	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け	
	・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り	
・外装薄塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け	
	・平たん状 ・凹凸状	・こて塗り	
	・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り	
	・着色骨材砂壁状	・吹付け ・こて塗り	
・可とう形外装塗材E	・砂壁状 ・ゆず肌状	・吹付け	
	・平たん状 ・凹凸状	・こて塗り	
	・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず肌状 ・さざ波状	・ローラー塗り	
	・凹凸状	・吹付け	
・外装薄塗材S	・砂壁状	・吹付け	

・厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	仕上げの形状	工法	上塗り	防火材料
・外装厚塗材C	・吹放し ・凸部処理	・吹付け	・適用する	
	・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・こて塗り		
・外装厚塗材Si ・外装厚塗材E	・吹放し ・凸部処理	・吹付け	・適用する	
	・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし	・こて塗り ・ローラー塗り		

・複層仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・複層塗材CE ・複層塗材RE ・複層塗材Si ※複層塗材E	・凸部処理 ・凹凸状	⊙吹付け	樹脂 ※ｱｸﾘﾙ系 ・ 外観	※耐候形3種	
	⊙ゆず肌状	・ローラー塗り	※つやあり ・ﾒﾀﾘｯｸ 溶媒 ※水系		
・可とう形複層塗材CE	・凸部処理 ・凹凸状	・吹付け	樹脂 ※ｱｸﾘﾙ系 ・ 外観	※耐候形3種	
	・ゆず肌状	・ローラー塗り	※つやあり ・ﾒﾀﾘｯｸ 溶媒 ※水系		
・防水形複層塗材CE ・防水型複層塗材RE ・防水形複層塗材E	・凸部処理 ・凹凸状	・吹付け	樹脂 ※ｱｸﾘﾙ系 ・ 外観	※耐候形3種	
	・ゆず肌状	・ローラー塗り	※つやあり ・ﾒﾀﾘｯｸ 溶媒 ※水系		

・可とう形改修用仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・可とう形改修塗材E	・平たん状	・吹付け	樹脂	・耐候形1種	
・可とう形改修塗材RE	・さざ波状	・ローラー塗り	外観	・耐候形2種	
・可とう形改修塗材CE	・ゆず肌状	・ローラー塗り	溶媒	・耐候形3種	

4．マスチック塗材塗り

種別　〈4.1.5〉〈4.6.2〉〈表4.6.1〉
・A種　・B種

5．外壁用塗膜防水材塗り

仕上げの形状　〈4.1.5〉〈4.7.2、3〉〈表4.7.1〉
・
工法
・
仕上塗料の耐候性
・
下地挙動緩衝材の適用
・適用する
・適用しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による。
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による。
吹付け工法の模様材の種類
・　（・所要量　(kg/m²)）
外壁用仕上塗料の種類
・　（・所要量　(kg/m²)）
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（塗仕上げ外壁等改修）による。

5 建具改修工事

① 改修工法

〈5.1.3〉

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	・建具表による ・
・樹脂製建具		—	・	・建具表による ・
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による ・
	・内部	・	・	・建具表による ・
・鋼製軽量建具		・	・	・建具表による ・
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による ・
・木製建具		・	・	・建具表による ・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方
※図示による　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲
※図示による　・
建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

2．防火戸

・指定する　適用箇所（・建具表による　・　）　〈5.1.4〉
・指定しない
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
・連動させる　適用箇所（・建具表による　・　）
・連動させない

3．見本の製作等

建具見本の製作　・行う（建具符号：　）　〈5.1.5〉
※行わない
建具見本製作の目的等：（　）
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　）
※行わない

4．防犯建物部品

・適用する（・建具表による　・　）　〈5.1.7〉
※適用しない

キャド・キャム株式会社　一級建築士事務所
cadcam
一級建築士事務所　山形県知事登録（1305）第1800号
〒997-0017
山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番12
TEL　0235-25-1211
FAX　0235-22-4078
E-mail　cao@cad-cam.co.jp

代表設計者	一級建築士 第329648号	加藤 美秋
担当設計者		

製図	検図	令和7年 1月31日	担当	主査	課長
		鶴岡市建築課 設計承認			

訂正

特記

工事名	出羽庄内国際村外部改修工事	図面名	特記仕様書（3）	図番	A-003
作図	2025・01・31	縮尺	N.S	区分	

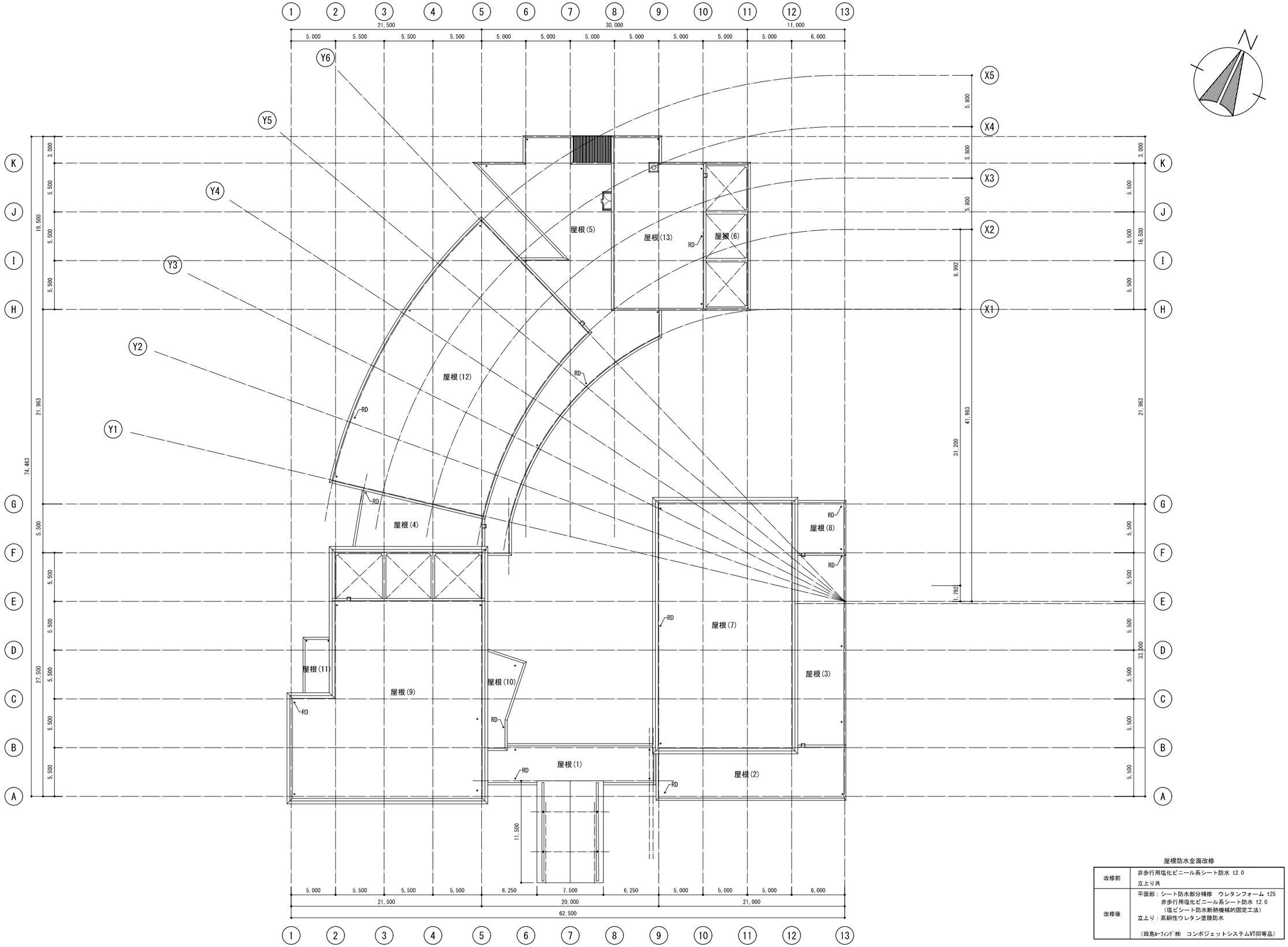

屋根防水全面改修

改修前	非歩行用塩化ビニール系シート防水 t2.0 立上り共
改修後	平面部：シート防水部分補修　ウレタンフォーム t25 非歩行用塩化ビニール系シート防水 t2.0 （塩ビシート防水断熱機械的固定工法） 立上り：高耐性ウレタン塗膜防水 （田島ルーフィング㈱　コンポジェットシステムVT同等品）

キャド・キャム株式会社　一級建築士事務所
cadcam
一級建築士事務所　山形県知事登録（１３０５）第１８００号
〒997-0017
山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番12
TEL　０２３５－２５－１２１１
FAX　０２３５－２２－４０７８
E-mail　cao@cad-cam.co.jp
代表設計者　一級建築士 第328648号　加藤 美秋
担当設計者

製図	検図	令和7年 1月31日	担当	主査	課長
		鶴岡市建築課 設計承認			

訂正

特記

工事名	出羽庄内国際村外部改修工事
図面名	屋根伏図
図番	A-018
作図	2025・01・31
縮尺	A1:1/200　A3:1/400
区分	

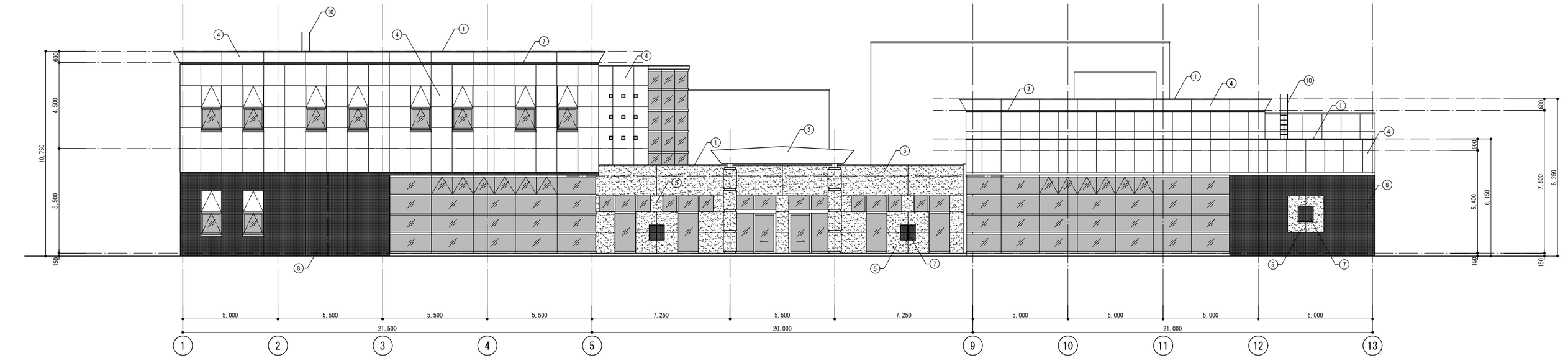

南側立面図

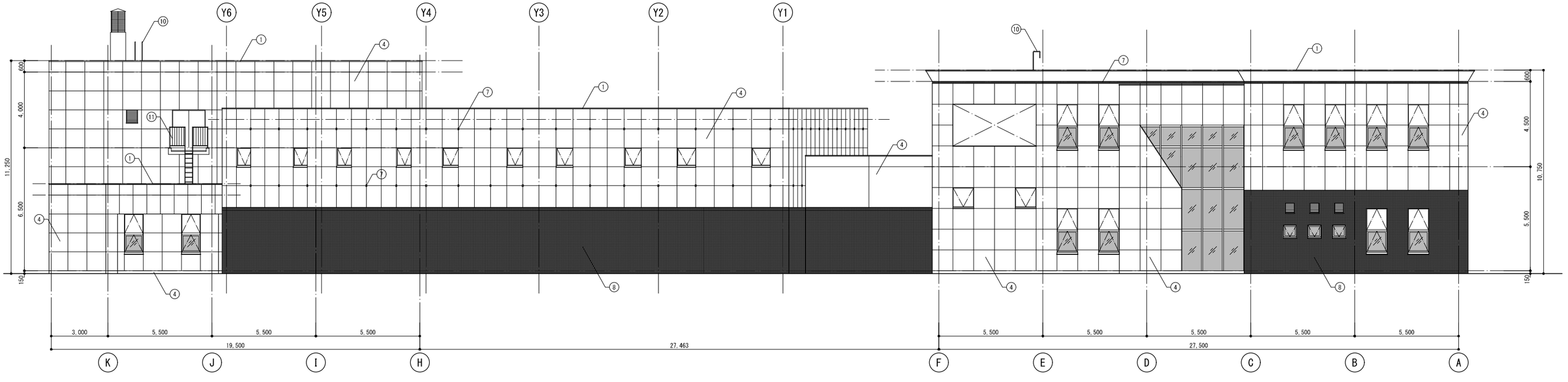

西側立面図

仕上表			仕上表			仕上表			外壁面全面改修	
①	笠木	： アルミ押出型材（既製品）	⑤	外壁	： 特殊型枠コンクリート打放シ補修下地 ウォールコートストーン吹付	⑨	ルーバー	： アルミ製（既製品）	③ ④ ⑥	高圧洗浄 ＋ シリコン塗
②	庇	： フッ素樹脂塗装アルミ板 t2.0 折曲加工（発泡ウレタン t10 裏打）	⑥	〃	： 押出成型セメント板 t60 下地 タイルペイント吹付	⑩	タラップ	： ステンレス製（既製品）	⑤	高圧洗浄 ＋ セラミックシリコン塗
③	化粧ボーダー	： コンクリート打放シ補修下地 タイルペイント吹付	⑦	〃	： 50角磁器質タイル貼り	⑪	手摺	： アルミ製（既製品）	⑦ ⑧	洗浄 ＋ セラミック浸透性吸水防止材塗（弱溶剤型）
④	外壁	： コンクリート打放シ補修下地 タイルペイント吹付（化粧目地切）	⑧	〃	： 50角磁器質タイル貼り				※ 劣化、膨れ及びクラック等補修	※ 外壁改修内訳面積にはカーテンウォール以外の開口部面積が含まれている

キャド・キャム株式会社 一級建築士事務所
cadcam
一級建築士事務所 山形県知事登録（1305）第1800号
〒997-0017
山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番12
TEL 0235－25－1211
FAX 0235－22－4078
E-mail cao@cad-cam.co.jp

代表設計者	一級建築士 第328648号 加藤 美秋
担当設計者	

製図	検図	令和7年 1月31日	担当	主査	課長
		鶴岡市建築課 設計承認			

訂正

特記

工事名	出羽庄内国際村外部改修工事	図面名	立面図（1）	図番	A-019
作図	2025・01・31	縮尺	A1:1/100 A3:1/200	区分	

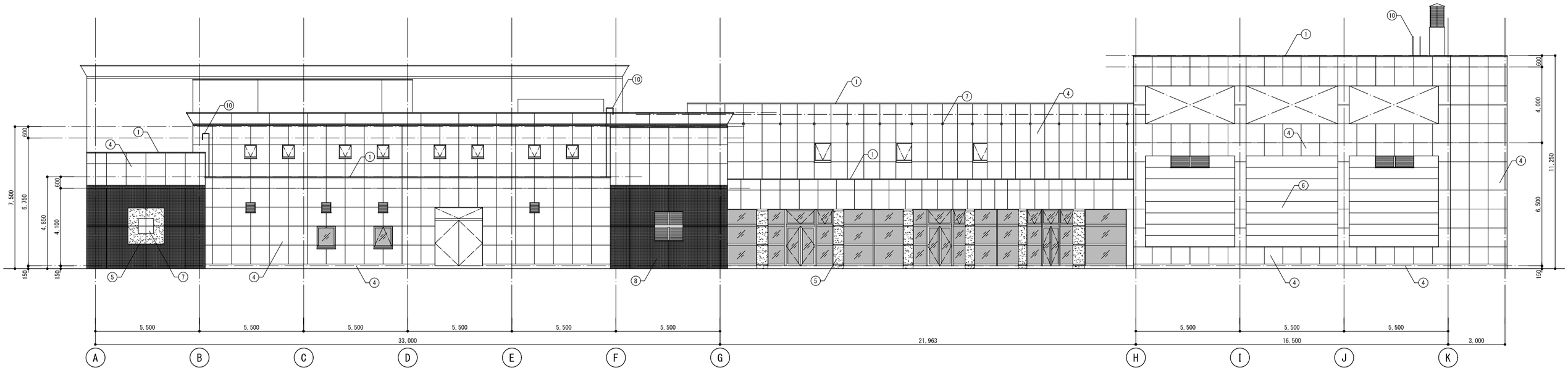

東側立面図

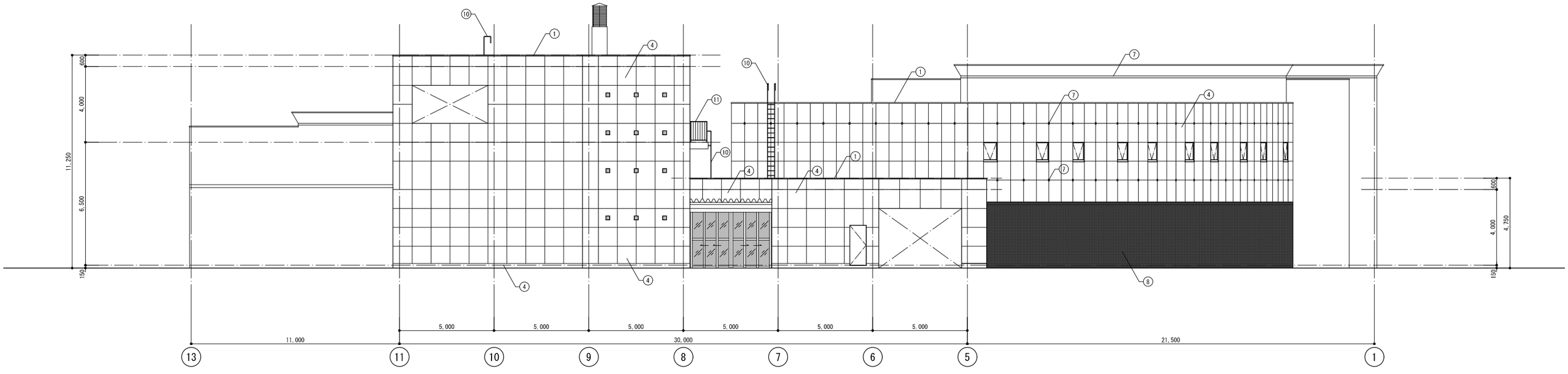

北側立面図

仕上表			
①	笠木	:	アルミ押出型材（既製品）
②	庇	:	フッ素樹脂塗装アルミ板 t2.0 折曲加工（発泡ウレタン t10 裏打）
③	化粧ボーダー	:	コンクリート打放シ補修下地　タイルペイント吹付
④	外壁	:	コンクリート打放シ補修下地　タイルペイント吹付（化粧目地切）

仕上表			
⑤	外壁	:	特殊型枠コンクリート打放シ補修下地　ウォールコートストーン吹付
⑥	〃	:	押出成型セメント板 t60 下地　タイルペイント吹付
⑦	〃	:	50角磁器質タイル貼り
⑧	〃	:	50角磁器質タイル貼り

仕上表			
⑨	ルーバー	:	アルミ製（既製品）
⑩	タラップ	:	ステンレス製（既製品）
⑪	手摺	:	アルミ製（既製品）

外壁面全面改修	
③ ④ ⑥	高圧洗浄 ＋ シリコン塗
⑤	高圧洗浄 ＋ セラミックシリコン塗
⑦ ⑧	洗浄 ＋ セラミック浸透性吸水防止材塗（弱溶剤型）

※ 劣化、膨れ及びクラック等補修　　※ 外壁改修内訳面積にはカーテンウォール以外の開口部面積が含まれている

キャド・キャム株式会社　一級建築士事務所
cadcam
一級建築士事務所　山形県知事登録（1305）第1800号
〒997-0017
山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番12
TEL　0235－25－1211
FAX　0235－22－4078
E-mail　cao@cad-cam.co.jp
代表設計者　一級建築士 第328648号　加藤 美秋
担当設計者

製図	検図	令和7年 1月31日	担当	主査	課長
		鶴岡市建築課 設計承認			

訂正

特記

工事名	出羽庄内国際村外部改修工事
図面名	立面図（2）
図番	A-020
作図	2025・01・31
縮尺	A1:1/100　A3:1/200
区分	

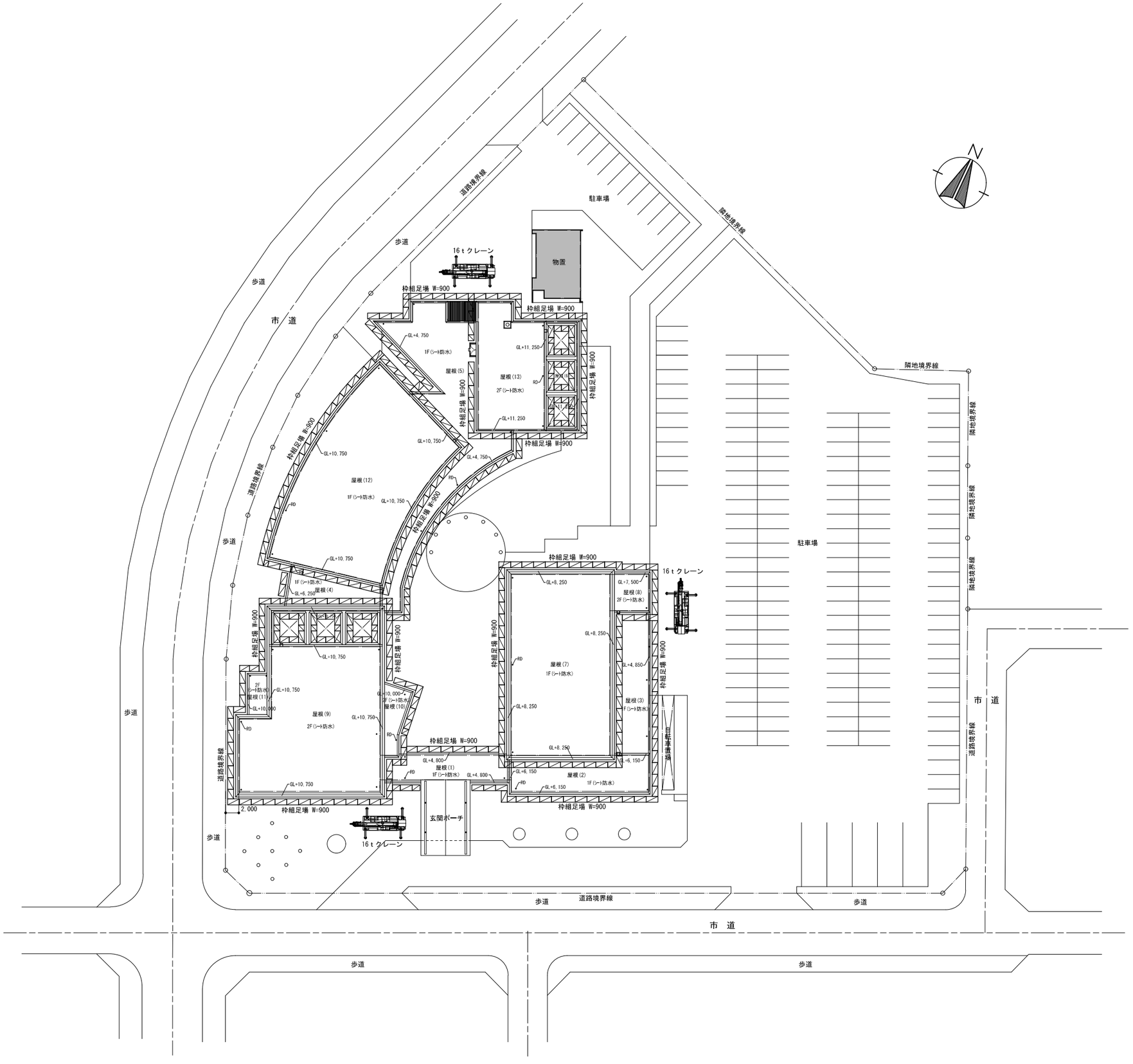

キャド・キャム株式会社　一級建築士事務所
cadcam
一級建築士事務所　山形県知事登録（１３０５）第１８００号
〒997-0017
山形県鶴岡市大宝寺字日本国378番12
TEL　０２３５－２５－１２１１
FAX　０２３５－２２－４０７８
E-mail　cao@cad-cam.co.jp

代表設計者	一級建築士 第326648号	加藤　美秋
担当設計者		

製図	検図	令和7年 1月31日	担当	主査	課長
		鶴岡市建築課 設計承認			

訂正

特記

工事名	出羽庄内国際村外部改修工事	図面名	仮設計画図	図番	A-035
作図	2025・01・31	縮尺	A1:1/300　A3:1/600	区分	